

井手町人口ビジョン及び井手町まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定に係る基礎調査業務仕様書

1. 業務名

井手町人口ビジョン及び井手町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る
基礎調査業務

2. 業務の目的

人口減少を取り巻く社会・経済情勢が急激に変化する中、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が公布・施行された。

本業務は、同法第10条の規定に基づき、井手町における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「井手町人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）の策定に必要な調査及び「人口ビジョン」を踏まえ、地域の実情に応じた今後5年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「井手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）の策定に必要な調査を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から平成28年2月29日（月）まで

4. 委託業務の内容

(1) 人口ビジョンに関する基礎調査

① 人口の現状分析

・自然増減、社会増減に関する分析

② 将来人口の推計と分析

・自然増減、社会増減について複数のシナリオを設定し、将来人口を推計。

・将来人口の推計結果を踏まえて、人口の変化が町に与える主な影響について分析。

③ 目指すべき将来の方向性の検討

・上記①②及び以下の2のアンケート調査の結果を踏まえて、町の人口に関して、目指すべき将来の方向性（取り組むべき主要施策）を検討。

(2) アンケート調査

① 町民アンケート調査

・井手町に住む町民（500人）を対象にアンケート調査を実施し、居住意向、出産子育て等に関する意識について把握。

② 転出者アンケート調査

・井手町から転出した元町民（500人）を対象にアンケート調査を実施し、転居理由等について把握。

（注1） 上記①②のアンケート調査の対象者は、町にて抽出する。

（注2） 宛名ラベルの作成発送物への貼り付け、発送、回収は町にて対応する。郵便料金は町が負担する。

（注3） アンケート調査票にあたっての問い合わせ窓口は、井手町の担当課とする。

（3）総合戦略策定に関する基礎調査

- ・上記（1）③を踏まえて、総合戦略に位置づけるべき主要施策を検討。
- ・総合戦略に記載が求められる重要業績指標（KPI）の設定等に関する支援。

（4）その他

- ・人口ビジョン及び総合戦略策定にあたって開催される会議における議題設定、議論の進め方等について、他市町事例等を踏まえた情報提供等により、庁内での検討及び資料作成等を支援。

5・成果品

- ① アンケート調査の結果を取りまとめた報告書の電子データ 1部
- ② 上記①を除く業務の結果を取りまとめた報告書の電子データ 1部